

令和5年2月定例会

厚生委員会資料
(子ども未来部)

<p><u>うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、<u>職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>
--	--

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第7条の2 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条、次条および第15条第1項において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた当該児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他当該児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車および降車の際に、点呼その他の当該児童の所在を確実に把握することができる方法により、当該児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(児童の降車の際に行うものに限る。)を行わなければならない。</p> <p>第8条および第9条 (略)</p> <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備および職員の基準)</p> <p>第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>第8条および第9条 (略)</p> <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備および職員の基準)</p> <p>第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置</p>

<p>するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備および職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備および職員として兼ねさせることができる。</p> <p><u>2 前項の規定は、入所者の居室および各施設に特有の設備ならびに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備および職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>第11条および第12条 (略) (業務継続計画の策定等)</p> <p>第13条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p><u>2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> (衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、職員に対し、<u>感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3および4 (略) (食事)</p> <p>第15条 児童福祉施設は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第16条～第42条 (略) 附 則</p> <p>1～3 (略) (保育士の員数の算定に関する経過措置)</p> <p>4 第36条第2項の規定の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下</p>	<p>するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備および職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備および職員として兼ねさせることができる。<u>ただし、入所者の居室および各施設に特有の設備ならびに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>第11条および第12条 (略) (懲戒に係る権限の濫用の禁止)</p> <p>第13条 児童福祉施設の長は、入所児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該入所児童の福祉のために必要な措置をとるときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限の濫用をしてはならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3および4 (略) (食事)</p> <p>第15条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第16条～第42条 (略) 附 則</p> <p>1～3 (略) (保育士の員数の算定に関する経過措置)</p> <p>4 <u>乳児4人以上を入所させる保育所に係る</u>第36条第2項の規定の適用については、当分の間、当該保育所に勤務</p>
---	---

<p>この項において「看護師等」という。)を、1人に限り保育士とみなすことができる。<u>ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	<p>する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる。</p>
<p>5～8 (略)</p>	<p>5～8 (略)</p>
<p>以下 (略)</p>	<p>以下 (略)</p>

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子どもおよび満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分および<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>又は<u>第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用してい</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもおよび満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分および<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>又は<u>第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用</p>

る同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度、家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 および 5 (略)

(あっせん、調整および要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じ、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

第9条～第12条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2 および 3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) および (2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれ

している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度、家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 および 5 (略)

(あっせん、調整および要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じ、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

第9条～第12条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2 および 3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) および (2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれ

ぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イの(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。（ア）において同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ （略）

(4)および(5) （略）

5および6 （略）

第14条 （略）

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)および(2) （略）

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) （略）

2 （略）

第16条～第19条 （略）

（運営規程）

ぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イの(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。（ア）において同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ （略）

(4)および(5) （略）

5および6 （略）

第14条 （略）

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)および(2) （略）

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) （略）

2 （略）

第16条～第19条 （略）

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）および時間ならびに提供を行わない日

(5)～(11) (略)

第21条～第25条 (略)

第26条 削除

第27条～第34条 (略)

第3節 特例施設型給付費に関する基準
(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の規定（保育所に係る部分に限る。）を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項におい

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）および時間ならびに提供を行わない日

(5)～(11) (略)

第21条～第25条 (略)

（懲戒に係る権限の濫用の禁止）

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園および保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し当該教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用してはならない。

第27条～第34条 (略)

第3節 特例施設型給付費に関する基準
(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の規定（保育所に係る部分に限る。）を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項におい

て同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イの(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イの(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号の設置基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げ

て同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イの(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イの(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号の設置基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項

る額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イの(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イの(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類および当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等基準条例第43条の規定に準じて、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）およびその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

第38条 (略)

(提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イの(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イの(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類および当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等基準条例第43条の規定に準じて、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）およびその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

第38条 (略)

(提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 および 4 (略)

第40条～第50条 (略)

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準
(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、家庭的保育事業等基準条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条および第13条を除く。)、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等

3 および 4 (略)

第40条～第50条 (略)

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準
(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、家庭的保育事業等基準条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条および第13条を除く。)、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関す

に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、家庭的保育事業等基準条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提

る理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、家庭的保育事業等基準条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食

供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 （略）

2～5 （略）

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、および「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項の規定による記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

第54条 （略）

事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 （略）

2～5 （略）

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、および「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項の規定による記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

第54条 （略）

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条および第2条 (略) (認定の要件)</p> <p>第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第7条 (略) (教育および保育等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2および3 (略)</p> <p>4 <u>認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p><u>(1) 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</u></p> <p><u>(2) 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。</u></p> <p><u>(3) 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の子どもによる前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の認定こども園の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。</u></p> <p><u>(4) 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、子どもの心身に有害な影響を与える行為をすること。</u></p> <p>(管理運営等)</p> <p>第9条 認定こども園は、次に掲げる要件に適合する管理運営等を行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車および降車の際に、点呼その他の当該子どもの所在を確実に把握することができる方法により、当該子どもの所在の確認を行うこと。</u></p> <p><u>(6) 子どもの通園を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備え</u></p>	<p>第1条および第2条 (略) (認定の要件)</p> <p>第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第7条 (略) (教育および保育等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2および3 (略)</p> <p>(管理運営等)</p> <p>第9条 認定こども園は、次に掲げる要件に適合する管理運営等を行わなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

られた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号の規定による所在の確認（子どもの降車の際に行うものに限る。）を行うこと。

(7) (略)

(8) (略)

第10条 (略)

附 則

1～4 (略)

(職員に係る特例)

5 子どもの登園又は降園の時間帯およびその他の子どもが少数である時間帯において、第4条第2項前段の規定により置かなければならない教育保育従事職員の人数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない教育保育従事職員のうち1人は、第5条第2項第1号および第2号（附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）ならびに附則第2項の規定にかかわらず、市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格（児童福祉法第18条の6に規定する資格をいう。）を有する者と同等の知識および経験を有すると認める者（附則第9項および附則第10項において「市長が認める者」という。）とすることができる。

6 第5条第2項第1号又は附則第3項の規定により読み替えて適用する同条第2項第2号（同号中「受けた者」を「受けた者又は登録を受けた者（当該認定こども園が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合にあっては、幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、登録を受けた者又は登録を受けた者」と読み替える部分に限る。）の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者は、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校の教諭もしくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該認定こども園において養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として従事している者を除く。附則第8項および附則第10項において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。

7 第5条第2項第1号の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者は、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項および附則第10項において「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8 (略)

(5) (略)

(6) (略)

第10条 (略)

附 則

1～4 (略)

(職員に係る特例)

5 子どもの登園又は降園の時間帯およびその他の子どもが少数である時間帯において、第4条第2項前段の規定により置かなければならない教育保育従事職員の人数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない教育保育従事職員のうち1人は、第5条第2項第1号および第2号（附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）ならびに附則第2項の規定にかかわらず、市長が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格（児童福祉法第18条の6に規定する資格をいう。）を有する者と同等の知識および経験を有すると認める者（附則第8項および附則第9項において「市長が認める者」という。）とすることができる。

6 第5条第2項第1号又は附則第3項の規定により読み替えて適用する同条第2項第2号（同号中「受けた者」を「受けた者又は登録を受けた者（当該認定こども園が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である場合にあっては、幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、登録を受けた者又は登録を受けた者」と読み替える部分に限る。）の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者は、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校の教諭もしくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該認定こども園において養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項および附則第9項において「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。

7 (略)

9 (略)

10 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第2項の規定により置かなければならない教育保育従事職員の人数の3分の1を超えてはならない。

附則第6項	(略)
附則第7項	第5条第2項第1号の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者
	看護師等
附則第8項	(略)
附則第9項	(略)

8 (略)

9 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第2項の規定により置かなければならない教育保育従事職員の人数の3分の1を超えてはならない。

附則第6項	(略)
附則第7項	(略)
附則第8項	(略)

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第8条 (略) (他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)</p>	<p>第1条～第8条 (略) (他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)</p>
<p>第9条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員として兼ねさせることができる。</p>	<p>第9条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員として兼ねさせることができる。<u>ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>
<p><u>2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員として兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	
<p>第10条～第13条 (略) (他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)</p>	<p>第10条～第13条 (略) (他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)</p>
<p>第14条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備として兼ねさせることができる。</p>	<p>第14条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備として兼ねさせることができる。<u>ただし、保育室等については、この限りでない。</u></p>
<p><u>2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備として兼ねさせる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	
<p>第15条～第23条 (略) <u>(業務継続計画の策定等)</u></p>	<p>第15条～第23条 (略) <u>(懲戒に係る権限の濫用の禁止)</u></p>
<p>第24条 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育および保育を継続的に実施するためならびに非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第24条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限の濫用をしてはならない。</u></p>
<p><u>2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p>	
<p><u>3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p>	
<p>第25条～第28条 (略) 附 則 1～16 (略)</p>	<p>第25条～第28条 (略) 附 則 1～16 (略)</p>
<p>17 第8条第4項に規定する者については、当分の間、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健</p>	

<p>師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識および経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同項に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	
<p>18 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	
<p>19 第15項から前項までの規定により第8条第4項に規定する者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者ならびに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>	<p>17 前2項の規定により第8条第4項に規定する者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者ならびに市長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、<u>第8条の3第2項</u>、第15条第1項および第2項、第16条第1項、第2項および第5項、第17条ならびに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、地理的条件により連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた当該家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他当該家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に見直しを</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項および第2項、第16条第1項、第2項および第5項、第17条ならびに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、地理的条件により連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第8条 (略)</p>

<p>行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p>	
<p>第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車^を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の当該利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、当該利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p>	
<p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（利用乳幼児の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。</p>	
<p>第9条および第10条 （略） （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準）</p>	<p>第9条および第10条 （略） （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準）</p>
<p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合</u>に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備および職員として兼ねさせることができる。</p>	<p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備および職員として兼ねさせることができる。<u>ただし、保育室および各事業所に特有の設備ならびに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>
<p>第12条および第13条 （略）</p>	<p>第12条および第13条 （略） <u>(懲戒に係る権限の濫用の禁止)</u></p>
<p>第14条 削除 （衛生管理等）</p>	<p>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関し当該利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限の濫用をしてはならない。</u> （衛生管理等）</p>
<p>第15条 （略） 2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、職員に対し、<u>感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p>	<p>第15条 （略） 2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
<p>3～5 （略） 以下 （略）</p>	<p>3～5 （略） 以下 （略）</p>

(請願)・陳情		令和5年2月市議会定例会提出分		(新規)・継続	
受理 番号	受 理 年月日	件 名	(請願)・陳情者名		
31	令和5年 2月8日	子供の送迎問題解消に向けた検討委員会の設置や実証実験の実施などの取組について	住所 氏名 紹介議員 齊 藤 勝		
(請願)・陳情の要点			左 に 対 す る 措 置 等		
<p>子育て中のママの困り事として、子供の送迎問題が多数意見としてあり、子供の送迎に多くの時間や心が搾取され、世帯収入の伸び悩みや家族内けんかの発生、育児鬱などの様々な悪影響が家庭内に生じており、さらには、人手不足や地域経済成長の鈍化、女性活躍の鈍化、秋田市への移住の鈍化など、子供の送迎問題による悪影響は家庭外にまで波及しているなど、「子供の送迎が大変過ぎる」という、極めて深刻かつ共通性の高いリアルな子育て問題が顕在化していることから、子供の送迎問題解消に向け、市民団体や民間企業と連携しながら、検討委員会の設置や実証実験の実施などに取り組むこと。</p>			<p>本市では、ファミリー・サポート・センターや在宅子育てサポートクーポン券が利用できる子育てタクシーなど、子どもの送迎に利用できるサービスがあることから、現時点で検討会の設置や実証実験を実施する予定はないが、既存の取組の利活用についてさらなる周知を図っていく。</p>		

請願・（陳情）		令和5年2月市議会定例会提出分		（新規）・継続	
受理番号	受理年月日	件名	請願・（陳情）者名		
93	令和5年2月8日	所得制限及び自己負担を設けない18歳までの医療費の無料化の実施について	住所氏名		
請願・（陳情）の要点			左に対する措置等		
<p>高校卒業まで子供の医療費を無料化する自治体が全国で広がっている。現在、秋田県内で18歳までの医療費の無料化を実施していないのは、秋田市を含め2自治体のみとなっている。</p> <p>どこに生まれ、どこに住んでいても、全ての子供に必要な医療が平等に保障されるべきである。</p> <p>秋田市においても、秋田県内の他の自治体と同様に所得制限及び自己負担を設けない18歳までの医療費の無料化を実施すること。</p>			<p>令和5年8月から子ども福祉医療制度を拡充し、中学生の所得制限基準額を小学生と同額まで緩和するとともに、新たに高校生世代を助成対象に追加するための経費を令和5年度当初予算案に計上しているところである。</p> <p>限られた財源の中、本制度の安定的な運営を図るためには、一定の所得制限と自己負担を継続する必要があると判断している。</p> <p>子どもの医療費の無料化には、多額の財源が必要となることから、引き続き国や県に対して、医療費助成制度の創設や拡充を要望していく。</p>		